

訂正報告書

令和3年1月5日

学校法人大阪産業大学 御中

私学共済掛金過少納付問題に関する第三者委員会

委員長 弁護士

木内道祥



委員 弁護士

新宅正人



委員 社会保険労務士

藤原郁子



委員 社会保険労務士

安藤博史



当第三者委員会の令和2年1月29日付私学共済掛金過少納付問題に関する調査報告書につき、別紙のとおり訂正する。

(別紙)

1 別表1 報酬の種類と範囲(57頁)

次ページのとおり、時間外勤務基本手当は、標準報酬月額算入の対象ではない。

2 第4.4(9頁)

誤 ③ 桐蔭中高

通勤手当，時間外手当（深夜・休日を含む），奨学手当，短期補講手当，立番手当，作問料，採点料，教育調整手当，進路指導アドバイザー，受験用数学教科，進路指導担当，時間外勤務基本手当

正 ③ 桐蔭中高

通勤手当，時間外手当（深夜・休日を含む），奨学手当，短期補講手当，立番手当，作問料，採点料，教育調整手当，進路指導アドバイザー，受験用数学教科，進路指導担当，時間外勤務基本手当，育児時間短縮手当

なお、9頁の不算入であった手当に関し、調査報告書提出後に、法人から、交通費、高校事務長手当、短期補講(休)手当及び宿日直手当が遺漏している旨の指摘を受けた。

しかし、いずれも当委員会が法人から資料の提供を受け、また、法人事務局員に個別の手当の趣旨を確認し、これに基づいて記載の必要がないと判断したものである。すわなち、交通費については、給与明細上の記載に過ぎず、実体は通勤手当（なお、非常勤職員については規程上通勤費と表現されている。）との説明に基づき、高校事務長手当については、規程上の役職手当のうち役付手当に含まれるところ、他の役付手当は算入されていることから、規程上の役付手当としては算入されていると判断したものであり、短期補講(休)手当については、給与規程に定めがなく、同規程に規定がある短期補講手当と同一又はこれに含まれるものとして、宿日

直手当については、給与規程に定めが置かれているものの、現実の支払いがなされたことはないとの説明に基づき、いずれも掲記しなかったものである。

以上

組織名称	給与・手当名称	標準報酬月額 算入の有無
	桐蔭教員桐友会事務局長手当	○
	家族手当	○
	住宅手当	○
	奨学手当	
	通勤手当（6か月分）	
	交通費	
	時間外手当（休日・深夜含）	
	担任手当	○
	クラブ顧問手当	○
	長期補講手当	○
	短期補講手当	
	短期補講（休）手当	
	宿日直手当	
	作問料	
	採点料	
	立番手当	
	休日出勤特別手当	○
	進路指導アドバイザー	
	受験用数学教科	
	進路指導担当	
	育児時間短縮手当	
	教育調整手当	
	時間外勤務基本手当	